

JACDS ダイレクトニュース

発行: 日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

新型コロナで薬局・店舗販売業の弾力的運用示す

厚生労働省は4月24日、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局および店舗販売業（以下、「薬局等」という）の運営について、臨時的・特例的な緩和措置に関する事務連絡を都道府県等の薬務主管課に発出しました。主な内容は次の通りです。詳しくは添付の事務連絡をご覧ください。

1. 薬局・店舗販売業に係る体制、手続等について

新型コロナ対策のため出勤者の削減等の対応に伴う薬剤師・登録販売者（以下、「薬剤師等」という）については以下の通りである。

- ①薬剤師等の管理者がテレワーク等を行う場合、当該管理者を管理者のまま扱ってよい。また管理者が新型コロナに感染した等の理由により、一時的に管理を行えない場合、代行者を指定して管理させる必要があるが、管理者の変更届は必要ない。
- ②ショッピングモール等の閉鎖によって、一時的に薬局等が休止した場合、当該薬局等の管理者は他の薬局等で兼務できる。
- ③従業員が新型コロナに感染等したことにより、止むを得ず薬局等の営業時間の変更、または薬剤師等の変更を行う場合、その変更届出は一時的なものであれば省略してよい。

2. 健康サポート薬局について

- ①研修を修了した薬剤師が常駐していなくても差し支えない。
- ②規定する開店時間の設定を一時的に満たさなくても差し支えない。

3. その他

- ①申請・届出等の受付は郵送等による方法を積極的に活用、各自治体の運用で柔軟な対応を図る。
- ②6年ごとの薬局等の更新手続きにおける構造設備等の許可基準の確認のための検査は、一時的に書面による確認とする。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令されて間もなく、持病を抱えている60代の管理者が、家族から出勤を強く止められ、止むを得ず会社を辞めることになったという連絡を頂きました。そのような場合、今回の措置により会社を辞めなくても、一時的に休んでも管理者の変更届出等はしなくてもよいことになりました。何より店舗内での理解が必要だと思われそうですが、こういうときこそワンチームで、この難局を乗り切ってもらいたいと思います。

(文責: 横田)

日本チェーンドラッグストア協会 事務局〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569